

適格組織再編成に係る合併法人等の調整後の課税済金額等の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十七(三)の二付表一
平二一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

被合併法人等の課税済金額又は個別課税済金額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算

特定外国子会社等の名称		適格組織再編成の別：適格合併・適格分割型分割・適格分社型分割 ・適格現物出資・適格事後設立	
本はる所在 店主事の 又た務所	国名又は地域名 所在地	適格組織再編成の日： 被合併法人等の名称：	
被合併法人等の事業年度又 は連結事業年度	被合併法人等の課税済金額 又は個別課税済金額	適格分割等を行った場合の 特定外国子会社等に係る請求権 勘案直接保有株式等の移転割合	(1)のうち当該法人の課税済金額又は個 別課税済金額とみなされる金額 (1)又は((1)×(2))
	1	2	3
・ ・		%	
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
合 計			

当該法人の調整後の課税済金額又は個別課税済金額の計算

当該法人の事業年度 又は連結事業年度	当該法人の課税済金額 又は個別課税済金額 (前期の別表十七(三)の二「36」)	当該法人の課税済金額又は個別課 税済金額とみなされる金額 (3)	調整後の当該法人の課税済金額又 は個別課税済金額 (4) + (5)
	4	5	6
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
合 計			

別表十七（三の二）付表一の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人が措置法第66条の8第5項（課税済金額とみなされる金額）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の92第5項（個別課税済金額とみなされる金額）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。
- 2 「被合併法人等の課税済金額又は個別課税済金額1」は、次により記載します。
 - (1) 当該法人を合併法人とする適格合併を行った場合には、その適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の別表十七（三の二）「36」の金額を記載します。
 - (2) 当該法人を分割承継法人とする適格分割型分割を行った場合には、当該適格分割型分割に係る分割法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の別表十七（三の二）「36」の金額を記載します。
 - (3) 当該法人を分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。以下同じ。）とする適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行った場合には、当該適格分社型分割等に係る分割法人等（分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。以下同じ。）の当該適格分社型分割等の日の属する事業年度開始の日の前日又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の別表十七（三の二）「36」の金額を記載します。
- 3 「適格分割等を行った場合の特定外国子会社等に係る請求権勘案直接保有株式等の移転割合2」は、措置法令第39条の19第5項各号若しくは第6項各号（課税済金額とみなされる金額）に規定する割合又は同令第39条の119第5項各号若しくは第6項各号（個別課税済金額とみなされる金額）に規定する割合を記載します。この場合において、その割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
- 4 「(1)のうち当該法人の課税済金額又は個別課税済金額とみなされる金額1)又は((1)×(2))3」は、適格合併を行った場合には、「又は((1)×(2))」を消します。
- 5 「当該法人の課税済金額又は個別課税済金額4」は、平成21年改正前の措置法第66条の8第1項（課税済留保金額の損金算入）に規定する課税対象留保金額若しくは課税済留保金額又は同法第68条の92第1項（個別課税済留保金額の損金算入）に規定する個別課税対象留保金額若しくは個別課税済留保金額のうち、平成21年改正法附則第44条第4項（課税済留保金額等の引継ぎに関する経過措置）の規定により措置法第66条の8第3項（特定課税対象金額の計算）に規定する特定課税対象金額とみなされる金額又は平成21年改正法附則第59条第4項（個別課税済留保金額等の引継ぎに関する経過措置）の規定により措置法第68条の92第3項（特定個別課税対象金額の計算）に規定する特定個別課税対象金額とみなされる金額がある場合にあっては、そのみなされる金額を記載します。
- 6 内国法人が措置法第66条の9の4第5項（特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人から受ける配当等の益金不算入）において準用する同法第66条の8第5項の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の93の4第5項（特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人から受ける配当等の益金不算入）において準用する同法第68条の92第5項の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載してください。